

※掲載している情報については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて中止または変更になる場合があります。

**朝日里山学校体験教室**

①そば打ち体験

日時／5月3日(日)

午前9時30分～

参加費／1家族1卓2000円

定員／6家族

②ピザ体験

日時／5月4日(日)午前10時～

参加費／1人900円

定員／20人

③浅間山ハイキング

日時／5月5日(日)午前9時集合

※雨天中止

参加費／1人1000円

(昼食手打ちそば付き)

定員／20人

共通事項

申込方法／電話で申し込み

※定員に達したら締切

☎朝日里山学校

Tel 51・3117

**ママと一緒に英語が話せる**

▼ベビーとの生活の中に英語

を取り入れてみませんか?

一緒に歌える手遊びや歌、

ママのための子育て英語を

楽しくレッスンします。

講師／鈴木愛理氏

対象・日時／

①生後3か月～ハイハイまで

6月11・25日・7月2・16

日・8月6・20日(全6回)

午前9時30分～10時10分

②あんよ～3歳まで

6月11・25日・7月2・16

日・8月6・20日(全6回)

午前10時20分～11時20分

場所／ふれあいの里石岡ひま

わりの館

定員／①②ともに10組の親子

※定員を超えた場合は抽選

申込期間／5月1日(日)～15日(日)

(午前8時30分～午後5時)

申込方法／直接または電話で

申し込み

☎ふれあいの里石岡ひまわり

の館 Tel 35・1126



**母子家庭等**

**自立促進講習会**

対象／母子家庭の母・父子家

庭の父・寡婦で全日程出席

でき今後就労を希望する人

①介護職員初任者研修

日程／6月13日～10月3日の

日曜日(全14回)

時間／午前9時～午後5時

申込期限／5月28日(日)

(消印有効)

②調剤薬局事務講座

日程／11月14日～令和4年1

月16日の日曜日(全8回)

時間／午前10時～午後4時

試験代／6500円

申込期限／10月29日(日)

(消印有効)

①・②共通事項

募集人数／20人

受講料／無料(テキスト代な

ど別途発生)

会場／茨城県母子寡婦福祉連

合会ラーク・ハイツ会議室

申込方法／ホームページから

申込用紙をダ

ウンロードし

て申し込み▼



(市子ども福祉課にも設置)

その他／事前登録で託児所の

利用が可能(2歳児以上)。

一定の条件を満たすと交通

費の一部が支給されます。

☎茨城県母子寡婦福祉連合会

母子・父子福祉センター

Tel 029・221・8497

**相談**

**歯のなんでも電話相談**

▼普段、歯医者さんに聞けない歯に関する悩みや質問を、無料で電話相談に応じます。

日時／6月6日(日)

午後1時～4時

☎(一社)茨城県保険医協会

Tel 029・823・7930

**無料結婚相談会**

日時／5月16日(日)

午前10時～午後3時

場所／東地区公民館

必要書類／身上書・写真(1

判1枚)

申込方法／事前申し込み不要

☎マリッジサポーター石岡地域

支部 Tel 23・3829 (大内)

**常陽銀行**

**無料年金相談(要予約)**

▼常陽銀行委嘱の社会保険労務士がご相談に応じます。

日時／5月13日(日)午前10時～

正午・午後1時～3時

☎常陽銀行石岡支店

Tel 23・1202

広告掲載欄

広告掲載欄

## 総務省行政相談

▼総務大臣から委嘱された行政相談委員が、国や県など行政に関する相談を受け付け、制度や運営の改善に生かしていきます。

行政相談は毎月1回開催します（開催日は毎月15日号の広報いしおかに掲載）。相談無料・秘密厳守。

### 行政相談委員（敬称略）

- ・矢口輝行（谷向町）
- ・谷島かおり（瓦谷）
- ・松崎守男（須釜）

☎総務省茨城行政監視行政相談センター

TEL 029・221・3347

☎秘書広聴課

TEL 23・7274

### 相続登記無料電話相談

▼相続に関する相談に、司法書士が無料で応じます。

日時／毎週水曜日 午後2時～4時（年末年始を除く）

☎茨城司法書士会

① TEL 029・212・4500

② TEL 029・212・4515

## 保険年金課からのお知らせ

# 令和3年度からの軽減基準が変わりました

### 国民健康保険

☎保険年金課（国保） TEL 23-5557

▶個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の軽減判定の基準が前の水準と変わらないようにするため、基準額が変更されました。

軽減に該当する世帯は、均等割および平等割が軽減されます。軽減措置を受けるための申請は不要ですが、家族全員が前年所得の申告をしていること、または扶養に取られていることが条件となります。

#### ■低所得者の軽減対象の基準額の変更点

軽減対象世帯	変更前	変更後
7割軽減世帯	33万円	43万円+10万円×(※給与所得者等の数-1)
5割軽減世帯	33万円+28万5千円×被保険者数	43万円+28.5万円×被保険者数+10万円×(※給与所得者等の数-1)
2割軽減世帯	33万円+52万円×被保険者数	43万円+52万円×被保険者数+10万円×(※給与所得者等の数-1)

### 後期高齢者医療保険

☎保険年金課（後期） TEL 23-7318

■保険料の計算方法 均等割 46,000円+所得割 {(総所得-※基礎控除額)×8.5%}

※基礎控除額とは、所得から一律で差し引かれる所得控除の1つ（前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合には43万円）です。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額が次の場合	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
43万円+10万円×(※給与所得者等の数-1)	7割	13,800円
43万円+28.5万円×被保険者数+10万円×(※給与所得者等の数-1)	5割	23,000円
43万円+52万円×被保険者数+10万円×(※給与所得者等の数-1)	2割	36,800円

※給与所得者等：一定の給与所得者と公的年金などの支給を受ける人

広告掲載欄

広告掲載欄